

東小いじめ防止対策 基本方針

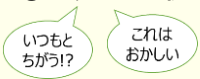
令和6年度 裾野市立東小学校

- 1 学校経営方針 『みんなちがって、みんないい!』(心理的安全性を確保し全ての子どもの発達を支える)
- 2 学校教育目標 『自分の意見を伝えようとする人』
- 3 いじめの定義 児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。
※この定義にあたと判断された事案全ての数字を、本校のいじめ「認知件数」とする。いじめかどうかの判断は、嫌な思いをした人の側に立つ。(当人の知らない場面で被害が発生している場合、誰がやったか分からない場合も含む。)
- 4 対応方針と留意点

▶いちばん大事なことは、未然防止。そのために、安心できる環境の中で、一人一人を尊重する。

- ①教職員の姿勢 心理的安全性の確保に努める。模範となる倫理観を持ち、具体的な場面で伝える。
・子どもに対して受容的に関わり、対等な関係性であることを、大人側が率先して示す。
・その場面における心理的安全性は、その場にいる全ての教職員が確保するよう努める。
- ②育てたいもの 授業・係活動等を通して、他者から認められ役に立っているという自己有用感や、自分のことも相手のことも大切にしたい気持ち、SOS や HELP を伝えられる気持ちを育てる。
※教職員から大事にされていると子ども自身が感じられるように、自分の成長に気付けるように関わる。

▶何かあって当然、早期発見。そのために、日々の観察により些事でも初動し、繰り返しや悪化を防ぐ。

- ③アラームの例  からかい、笑い、言葉の荒れ、笑顔がない、不自然な無言等の小さなことをスルー(見逃し・聞き逃し・放置)すると悪化すると心得て、発見者が問題提起する。けんかやふざけあいも要注意。
※「何かあった?」「困っているんじゃない?」「私だったら嫌だな…」周りの言葉掛けが必要。空振りでも。
- ④キャッチの場 1に日常の見取り(教員の眼、子どもの姿・声)、2に生活アンケート(毎月)や保護者・地域の情報
※大人の見ていない時等気付きにくい形で行われたり、相談できなかつたりする可能性にも注意する。
- ⑤初動の検証 基本的に学級担任が対応するが、必ず学年部で情報共有し、初動が適切だったかを確認し合う。
※学年主任・副主任のリードで、今後のよりよい対応のために複数教員で相談する。

▶早期対応・複数対応で、解消まで。そのために、親身な関わりを土台として、危機意識を忘れない。

- ⑥基本的な心得 「成長の過程でどの子も加害者や被害者になり得るが、いじめは許されない行為である。」
発見後すぐに適切に関わり、失敗を乗り越えたという学びに至るまで指導にあたる。
※最悪の場合どうなるかを想定し、必ずそれを防ぐという使命感を持つ。最善を尽くす。
- ⑦発見後の関わり ①信頼関係があり、肯定的な児童理解をベースに持っていることが必要条件
②問題の核心をつかみ(一緒に考え)、加害児童の本音を封じず、言動変容の必要性に気付かせる
③どうしたら解決できるかを(一緒に)考え、やり直しや必要な謝罪をする(見届ける)
※③から始めない。③の前に②が必要。②は①があって初めて成り立つ。 ※複数教員で対応する
- ⑧対被害児童 被害児童の安全・安心が第一。話を聴きとる際は、本人の辛さを慮り、十分な配慮をする。
- ⑨対加害児童 加害児童の話にも耳を傾け、叱責や表面的な反省、安易な仲直りで終わらせることなく、(本当に悪いことをした)と気付いて、言動の変容や反省が被害児童に伝わるまで、⑦-①②③を継続する。
※加害者も望んでその状態になっているのではなく、経緯や背景があることを理解した上で指導にあたる
※重大な被害を伴う事案は、発生を認知したら直ちに教育委員会に報告し、拡大いじめ防止対策委員会を招集して、SC・SSW等の専門的知見も生かす。必要に応じて、学校医や警察、児相等とも連携する。
犯罪行為にあたるいじめは直ちに警察に相談・通報する。
- ⑩保護者連絡等 暴力を伴う・物品破損・けが・家庭や通学時発生の場合は、その度合いに関わらず、担任が、速やかに、確認できた範囲の事実を、加害・被害の双方に伝える。(解決の方法を一緒に考える。)
- ⑪解消まで 生徒指導主任は、全学年の実態(内容、件数、継続の有無)を毎月把握する。市教委に報告する。
※原則、初めの指導から2週間たっても進捗が見られない場合、学年主任・生徒指導主任は、ケース会議を開き、対応を協議する。1か月以上継続または繰り返しが多い場合は保護者も含める。
※いじめが止んだ状態が3か月継続かつ被害児童の心身の苦痛がなくなるまで、解消したと判断しない。
- ⑫職員研修 意識の温度差と行動のばらつきを少なくするため、生徒指導主任・人権担当がリードして事例検討等の研修を継続的に行い、いじめや人権に対する教職員の認識を常にアップデートする。
※事例の反省等を踏まえて本方針を更新し、保護者等にも公開して理解を得る。